

様式第3号（第9条関係）

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和6年8月28日

名張市長 北川 裕之

1 業務概要

- (1)業務の目的：起業型地域おこし協力隊の支援等
- (2)業務名：名張市起業型地域おこし協力隊支援等業務
- (3)業種：研修・指導及びその他事務事業
- (4)業務場所：名張市 鴻之台1番町1番地 地内 ほか
- (5)業務内容：
 - 隊員の募集及び採用に関する業務
 - 隊員の活動に対する対価の支払いに関する業務
 - 隊員の活動に要する経費の支払いに関する業務
 - 隊員の活動の調整に関する業務
 - 隊員に対する研修、生活の及び定住・定着のための支援に関する業務
 - 隊員の起業の支援に関する業務
 - 隊員の活動実績のとりまとめに関する業務
 - その他活動の円滑な実施に関する業務
- (6)履行期限：令和7年3月31日
- (7)予算額：7,700,000円（税込）

2 参加資格要件等

- (1)名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の

申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(4) 名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(5) 名張市公募型プロポーザル方式実施指針（平成21年8月1日制定）第10条第2項に記載する対象業務等の特性に応じて必要と認める事項

3 手続き等

(1) 所管室・連絡先：名張市 なばりの未来創造部 総合企画政策室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話) 0595-63-7389

FAX) 0595-61-0815

メールアドレス) kikaku@city.nabari.lg.jp

(2) 募集から契約締結までの全体スケジュール

本調達におけるスケジュールを以下に示す。なお、下記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

内容	日程・期限等
1. 公告（公募開始）	令和6年 8月28日（水）
2. 参加申込	令和6年 8月28日（水） ～ 令和6年 9月 6日（金）
3. 提案参加資格審査の結果通知	令和6年 9月11日（水）
4. 質問受付	令和6年 9月12日（木） ～ 令和6年 9月18日（水）
5. 質問回答	令和6年 9月19日（木） ～ 令和6年 9月24日（火）
6. 企画提案書の提出	令和6年 9月25日（水） ～ 令和6年10月 4日（金）
7. プレゼンテーション	令和6年10月 9日（水）
8. 審査結果通知/ 優先交渉権者決定	令和6年10月16日（水）
9. 仕様詳細協議/ 契約交渉期間	令和6年10月16日（水）以降～

① 公告（公募開始）

項目	内容
募集要領等の配付	令和6年 8月28日（水）
配布書類	ア. 名張市起業型地域おこし協力隊支援等業務公募型プロポーザル方式募集要領（様式第3号）※本書 イ. 仕様書 ウ. 参加申込書（様式第4号） エ. 事業者概要書（様式1-1） オ. 企画提案書作成要領 カ. 質問書（様式1-2） キ. 見積書（様式1-3） ク. 見積内訳書（様式1-4） ケ. 参加辞退届（様式1-5） コ. （参考）地域おこし協力隊推進要綱 サ. （参考）名張市地域おこし協力隊設置要綱
入手方法	名張市ホームページからダウンロードするものとする。

② 参加申込

本プロポーザルに参加意思がある場合、「参加申込書（様式第4号）」に必要事項を記載・押印のうえ名張市総合企画政策室（名張市役所2F）へ提出し、企画提案への参加資格について審査を受けること。

なお、「参加申込書（様式第4号）」が期限までに提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。

項目	内容
受付期間	令和6年 8月28日（水）～ 令和6年 9月 6日（金）
提出方法	持参又は郵送 土・日・祝日を除く、9時から17時までとする。 なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 参加申込書（様式第4号） イ. 事業者概要書（様式1-1） ※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。提案に関連して必要となる経費については、提案事業者の負担とする。

③ 提案参加資格審査の結果通知

条件審査の後、通知を行う。

項目	内容
通知日	令和6年 9月11日（水）

④ 質問受付

項目	内容
受付期間	令和6年 9月12日(木)～令和6年 9月18日(水)
提出方法	電子メールにて、質問書(様式1-2)により、名張市総合企画政策室のメールアドレスまで送付すること。 メールアドレス kikaku@city.nabari.lg.jp メール送付後、必ず電話にて到達確認を行うこと。
	メール送信の際の件名は以下のとおりとする。 ※9月13日に質問書を送付する場合。 件名:【質問】●●(←●●は事業者名)_20240913
その他	評価に対する質問については回答しない。

⑤ 質問回答

提出された質問事項はすべて取りまとめ、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを質問者及び参加者全員へ「回答書」として電子メールに添付し送付する。

項目	内容
回答予定日	令和6年 9月19日(木)～令和6年 9月24日(火)

⑥ 企画提案書の提出

提案参加資格審査で、提案者として選定された後、下記の必要書類を企画提案書作成要領のとおり作成し、提出すること。

項目	内容
受付期間	令和6年 9月25日(水)～令和6年10月 3日(木)
提出方法	持参又は郵送 土・日・祝日を除く、9時から17時までとする。 なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 企画提案書 イ. 見積書(様式1-3) ウ. 見積内訳書(様式1-4)
提出部数	書類 ア、イ、ウ 正本: 1部 副本: 7部 ※正本は「事業者名が判断できる記載があるもの」 副本は「事業者名が判断できる記載がないもの」を指す。

⑦ プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施すること。

項目	内容
予定日	令和6年10月 9日（水）
実施場所	名張市役所2階 庁議室 /（控室）名張市役所2階 201会議室 ※オンライン参加は不可
企画提案 質疑応答	提案の提出順に希望時間を確認する。 50分程度を予定（発表20分程度、質疑応答30分程度）
実施方法	プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が用意すること。 ※必要であれば、HDMI接続ケーブル、プロジェクター、スクリーンについては、本市が用意するため利用可能である。
出席者	出席者は3名までとすること。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

⑧ 審査結果通知/優先交渉権者決定

i. 選考機関

項目	内容
選定基準	「名張市起業型地域おこし協力隊支援等業務公募型プロポーザル提案評価基準」に基づき採点し、優先交渉権者として選定する。
通知	優先交渉権者への審査結果の通知は文書で行う。

ii. 審査

本業務の事業者審査にあたっては、プレゼンテーション内容について、選定評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。

なお、上位2社が同点の場合は、提案価格が低い事業者を優先交渉権者とする。また、提案者が1社の場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ候補事業者として選定する。

評価項目については、以下のとおりとする。

評価項目	配点
実施方針	125点
能力	125点
企画・提案	200点
提案価格	50点
合計	500点

iii. 審査結果通知

優先交渉権者への通知は文書で行う。

審査結果に対する異議は受け付けない。

項目	内容
通知日	令和6年10月16日(水)

⑨ 仕様詳細協議・契約交渉期間

優先交渉権者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行う。

なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、本市は次点次点交渉権者と協議を行う。また、調達仕様書をもとに仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ、契約締結等を実施する。

(3) 参加経費等

参加に伴う経費等は参加者の負担とする。

4 結果の公表

審査結果については、プロポーザル方式審査結果調書に記載して、市ホームページにより公表する。

5 情報公開

名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）に基づき公開する。

6 その他必要と認める事項

(1) 参加辞退

提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに事務局まで書面にて参加辞退届（様式1-5）を提出すること。

(2) 費用及び帰属

- ① 提案報酬は、支払わないものとする。
- ② 提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者が無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- ③ 提出された書類は返却しないものとする。

(3) 留意事項

① 無効となる提案書

提案書が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- i. 定めた提出方法、提出先、期限、条件に適合しない提案書
 - ii. 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案書
 - iii. 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない提案書
 - iv. 虚偽の内容が記載されている提案書
 - v. 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - vi. この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合
- ② 参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。
 - ③ 名張市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。